

国 営 計 第 141 号
令和 7 年 12 月 23 日

各地方整備局 営繕部長 様
北海道開発局 営繕部長 様
沖縄総合事務局 開発建設部長 様

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計画課長
(公印省略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第四版）について

今般、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、令和 7 年 12 月の第三次・扱い手 3 法の全面施行等、公共建築工事にまつわる動向等や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえ、「公共建築工事の発注者の役割」解説書を改訂したので、別添の通り送付する。

営繕部及び営繕事務所等において、引き続き、本解説書を活用するなどにより、答申に示された「公共建築工事の発注者の役割」について自覚し、その役割を適切に果たすよう努められたい。

なお、本解説書は、地方公共団体及び各省各庁にも送付しているので、公共建築工事の発注者から答申や解説書の趣旨、具体的な運用方法等について相談があった場合は、適切に対応されたい。

(お問い合わせ先)
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
03-5253-8111 (内線 23222, 23226)